		⑶その他民間等への払戻額	―	―	―	―
		納付年月日	―	―	―	―
⑨	減資額		―	―	―	―
⑩	備考		―	―	―	―

㈱　③の帳簿価額は、負担金を財源とした部分を含んでおります。
⑥⑦の下段（　）書きは、政府からの支出を財源とした部分であります。
⑧については、国庫納付等が行われておりません。

①	資産種類		土地、建物	土地、建物	土地、建物	土地、建物
②	資産名称		別所宿舎	新開宿舎	桐原Ｃ宿舎	北袋宿舎
③	帳簿価額	⑴取得価額	717,967,173円	8,472,729円	28,338,974円	250,856,294円
		⑵減価償却	89,967,323円	2,808,125円	7,314,012円	46,303,903円
		⑶減損額	94,393,838円	1,649,466円	―	175,223,592円
		⑷帳簿価額	533,606,012円	4,015,138円	21,024,962円	29,328,799円
④	不要財産となった理由		「独立行政法人の職員宿舎の見直しに関する実施計画」（平成24年12月24日行政改革担当大臣）において廃止とされ、今後の必要性について検討した結果、不要と認められたため	「独立行政法人の職員宿舎の見直しに関する実施計画」（平成24年12月24日行政改革担当大臣）において廃止とされ、今後の必要性について検討した結果、不要と認められたため	「独立行政法人の職員宿舎の見直しに関する実施計画」（平成24年12月24日行政改革担当大臣）において廃止とされ、今後の必要性について検討した結果、不要と認められたため	「独立行政法人の職員宿舎の見直しに関する実施計画」（平成24年12月24日行政改革担当大臣）において廃止とされ、今後の必要性について検討した結果、不要と認められたため
⑤	国庫納付等の方法		独立行政法人通則法第46条の２第２項に基づく譲渡収入による納付	独立行政法人通則法第46条の２第２項に基づく譲渡収入による納付	独立行政法人通則法第46条の２第２項に基づく譲渡収入による納付	独立行政法人通則法第46条の２第２項に基づく譲渡収入による納付
⑥	譲渡収入の額		1,062,800,000円 (1,013,975,893円)	4,098,253円 (925,534円)	1,042,470円 (588,676円)	173,379,400円 (109,762,653円)
⑦	控除費用		1,458,000円 (1,458,000円)	1,666,084円 (288,232円)	775,317円 (357,189円)	1,317,600円 (1,317,600円)
⑧	国庫納付等の額 納付等年月日	⑴国庫納付額	1,012,517,893円	637,302円	231,487円	108,445,053円
		納付年月日	―	―	―	―
		⑵地方公共団体への払戻額	―	―	―	―
		納付年月日	―	―	―	―
		⑶その他民間等への払戻額	―	―	―	―
		納付年月日	―	―	―	―
⑨	減資額		―	―	―	―
⑩	備考		―	―	―	―

㈱　③の帳簿価額は、負担金を財源とした部分を含んでおります。
⑥⑦の下段（　）書きは、政府からの支出を財源とした部分であります。
⑧については、国庫納付等が行われておりません。